

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

「下田地域ケアプラザが目指すもの」

今年、お陰様で当法人運営による下田地域ケアプラザは、開所20周年を迎える大きな節目となります。これまで地域や関係機関等と歩んできた経験と実績を、さらに次に指定管理期間へと繋げ発展させていきたいと考えております。

地域ケアプラザの強みを最大限に活かすことが、担当エリアにおける地域包括ケアシステムの構築や推進につながり、さらには「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民の誰もがいつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の遅れるためには、我々職員一同が地域の一員としての意識をしっかりと持ち、日々の業務に向き合い、各分野（高齢・子ども・障害児者）におけるきめ細やかな支援へとつながります。

「取り組むべき重点事項」

(1) 地域包括ケアシステム構築のための取り組み

- ・地域福祉保健計画（ひつとプラン港北）の推進
- ・地域ケア会議等を活かした地域住民と関係機関とのつながり強化
- ・生活支援体制整備事業の促進
(担い手の発掘育成と地域に身近なインフォーマルサービスの創出)
- ・介護予防や健康づくり、生きがい作りのための事業展開

(2) 地域の可能性を伸ばし、活かす

- ・地域の関係組織等のエンパワメントを伸ばす
(自治会町内会、地区社協、地区民児協、ボランティアグループなど)
- ・各種事業を通じた住民意識の高揚

(3) 子育て支援から幅広い世代へのアプローチ

- ・エリア内に転居する新たな住民へのアプローチ
- ・妊娠婦期から学齢期に至るまでの支援やフォロー
- ・次世代の担い手育成（福祉教育への注力）
- ・現役世代に対する、地元意識の醸成や地域回帰への働きかけ
(ライフステージに合わせた企画など)
- ・地域におけるノーマライゼーションの定着と支え合いの意識向上
(年齢や障害の有無にかかわらず、地域の一員として、互いに理解し合い支え合える関係が構築できるための支援)

(4) 認知症支援の推進

- ・認知症キャラバンメイトの育成及びサポーター養成講座の開催による啓発
- ・認知症カフェや介護者のつどいなど、当事者や介護者に対する支援
- ・認知症初期支援チームへの参画による、早期発見早期対応
- ・成年後見制度等の啓発や活用を通じた権利擁護の取組み

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

〈担当地域の特色〉

担当するエリアは、日吉地区連合町内会に所属し、この地区の西部に位置し、山坂が多く、松の川緑道をはじめとした緑豊かな地域となります。また、古くから地域福祉活動が盛んで、地区社会福祉協議会が中心となり、ボランティア会を組織され、介護保険が施行される以前から「ご近所同士の支え合い」を合言葉に、家事援助や高齢者との傾聴等の活動が進められています。

この日吉地区連合町内会及び地区社会福祉協議会は、横浜市内一番の人口（約7万人）を抱え、さらに2つの中学校、5つの小学校のある広域地区です。そのため、日吉本町地域ケアプラザと包括担当エリアを分け合いながら、相談支援等を行っております。

○包括担当エリア人口（令和元年9月末現在）

人口：	25,101名
14歳以下：	3,048人 12.1%
15～64歳：	16,132人 64.3%
65歳以上：	5,921人 23.6%

〈課題と取り組み〉

地域福祉保健計画「ひとつプラン港北」の日吉地区計画として、「防災から福祉を考える」をテーマに掲げています。市内一の規模を誇る日吉地区で隅々までその活動が浸透するよう、地区内にある5つの民児協エリアごとに設置されている地域ケア委員会を推進母体として話し合いが重ねられました。「自助」「共助」の必要性を住民同士が理解し合い、第3期計画の取組みでは地区ごとの防災マップの作成や要援護者リストを整備するに至り、ケアプラザは区、区社協とともに取り組みを支援しました。

さらに、「地域ケア会議」を実施し、地域の担い手不足や認知症に関する理解と支援が課題として上げられ、それらに対応するべく分科会を組織して課題解決に向け、地域の各種団体等の協力の下、事業等を進めていきました。

次期指定管理期間においても、下記でも記載します「地域ケア会議」の取り組みが「ひとつプラン港北」第4期計画と連動することで、住民が中心になり、支え合える地域を形成できるよう、日吉本町地域ケアプラザをはじめ各機関と共に支援していきます。

〔エリアごとの特徴や課題〕

○下田小学校区エリア（下田自治会・サンヴァリエ日吉自治会・常盤会自治会）

- 人口：約14,000人（65歳以上：約3,500人 23.9%）
- ・2丁目：坂道が多く道も狭いため、高齢者にとっては外出しにくい環境になっている。
 - ・3丁目：大きな戸建てが並んでいるが、独居や老々世帯が多く、生活支援のニーズが高い。
 - ・4丁目（サンヴァリエ日吉）：URの分譲、賃貸、市営団地で構成されており、特に賃貸の方々は、転入出が多いため、居住歴が短く自治会等の加入率も低い状況。

○駒林小学校区エリア（日吉本町西町会・第七コーポ自治会等）

- 人口：約11,500人（65歳以上：約2,500人 21.5%）
- ・市営地下鉄日吉本町駅に併設する「いきいき会館」が、町の様々な活動の拠点になっている。
 - ・5丁目：鰐ヶ崎公園があり、プレイパーク等、子育て中の方々の利用が多く賑わっている。
 - ・5、6丁目：坂道が多く、さらにスーパー・コンビニ等の商店がなく、さらにバス路線もないため、買い物等の日常生活に支障をきたしている。

〔下田地域ケアプラザ 担当エリア〕



「地域わかりマス 2017」日吉地区別シートより

◆町名

- ・下田町
- ・日吉本町2、5、6丁目

◆日吉地区連合町内会

- ・下田町自治会
- ・サンヴァリエ日吉自治会
- ・日吉本町西町会
- ・日吉本町東町会（一部）
- ・常盤会自治会
- ・日吉第七コープ自治会

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

担当する日吉地区は、横浜市内一番の人口を抱える連合町内会と地区社協になり、5つの地区民児協が形成されています。同じ連合を日吉本町地域ケアプラザと包括担当エリアを分け合いながら、相談支援等を行っております。しかし、地域支援に関しては、「オール日吉」としての視点から、地域活動交流・生活支援両コーディネーター並びに地域包括支援センター3職種が互いに情報や課題を共有しながら、日々の業務や事業を連携しながら取り組んでいます。

また、地域の自治会町内会、地区社会福祉協議会、5地区民児協、保健活動推進員会、老人会、地区社協ボランティア連絡会等の既存団体組織とも、定例会に積極的に参加しながら、引き続き連携を図り、個別支援、地域支援に繋げていきます。

さらには、区役所、区社協との協働は大前提であり、日常的に地区担当者と連絡を密にしつつ、さらにはエリア内にある、医療機関や介護事業所等とも足並みを揃えていきます。

○主な連携促進の場として

- ・地域ケア会議
- ・定例カンファレンス
- ・職種別連絡会（地域活動交流、生活支援、包括3職種各分科会）
- ・地域福祉保健計画地区別推進委員会（各地区地域ケア委員会）
- ・日吉地区サポートスタッフ会議
- ・日吉本町地域ケアプラザ
- ・港北区北部ケア会議
- ・ひよしもケアマネ俱楽部 他

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

<記載場所>

私たち法人の理念は、障がいの有無や年齢に関わらずだれでも当たり前の生活が地域の中でなじうる、またその人らしくよりよく生きることが叶う、そんな社会を創りだすことにあります。そのために、それぞれの施設が持っている当然の役割に加えて、出会うこと、知り合うこと、支え合うこと、これらを地域の中で支援するべく、以下を宣言します。

1. 「共生」を旗印に、地域の中で誰もが安心して共に生活できることを目指し、また、地域へ進んで乗り出し、地域とともに歩み、汗し、息づく活動であること
2. 無知、無理解、偏見、差別という過程を超えるため、障がい当事者等との出会いの場をつくり、障がい当事者等が地域、社会、そして制度を創っていくことを協働すること
3. 障がい当事者等の自立、主体性、参加、選択、決定を大きな柱にして、施設の枠を超えて地域で生きることに視点をあて、ノーマライゼーション理念の実践体たること

以上の法人の理念の下、誰でもが共に生き、共に育ち合う地域社会の実現に取組み、地域に根差し信頼される法人を目指しています。港北区に誕生して26年が経ち、この間、市内に45ヶ所を超える高齢系と障害系、児童系の入所と通所、居宅支援と多岐にわたる事業展開を行い、障害系事業では特に重度の方の支援を中心にしてきました。

当法人は、その名の通り地域社会の幸せをプロデュースすることで、地域に共生の文化を作ることを目的として、これまでニーズに対応するだけでなく、当法人の持つ専門性やノウハウといったシーズの部分も大事にして、各施設の課題に取り組んできました。また、幅広い事業を展開していることで、ダイバーシティやソーシャルグッドの最前線を進んでいると自負しています。

一方で、「誰一人取り残さない」というソーシャルインクルージョンの考え方、つまり、共生社会の実現のためには、当法人で働く職員たちの育成や意識改革、健康管理も重要な要素と考えています。

法人の全職員対象の人権研修や基礎的専門講座、分野別専門研修、施設ごとの研修等、毎年『研修ノート』を作成し、職員だけでなく地域住民や他法人職員等にも開放した公開講座も多数開催しています。しっかりととした研修制度があることで、職員の知識、技術、意識の醸成につながっています。

また、約3年前の電通の高橋まつりさんの労災事故のニュースを見て、法人に中央衛生委員会を設けました。職場環境が健康でなければ職員は育ちません。職員が仕事にやりがいを持ち、自分の心身の健康管理にも気を配る意識を持ち、主体的に取組み、働きやすい健康な職場環境作りを推進することを目的とし、法人内で課題の共有化を図っています。法人全体で取り組むことで、働き方改革にも速攻で対応することが出来ています。ストレスチェックも50名未満の事業所にも行い、職員全体を視野に入れたりきめ細やかな対応を行っています。

当法人が運営するケアプラザは港北区内に4ヶ所あり、それぞれの地域の課題に取組んできた結果、今では、地域になくてはならない存在となっています。港北区の中にケアプラザと障害系施設を経営している強みを生かし、地域課題に向き合い、これまで地域の方々と共に築いてきたものを大切にしながら、地域共生社会の実現を主導する役割を果たしてゆきたいと思います。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

<記載場所>

法人全体の令和1年度予算は、約36億円の事業活動収入を見込んでいます。前年度は、入所施設の大規模修繕等があり資金収支は500万円強の赤字でしたが、今年度は予算通り順調に推移しています。事業所数が多いため、予算計画及び予算執行にあたっては制度改正や経済情勢変動、ご利用者の増減等にも対応すべく合理的で安定的な経営基盤を目指して、法人全体を視野に入れた計画的な執行を行なっています。

29年度から監査人を導入したこと、財務管理やガバナンス等の向上にも繋がっています。

また、法人税等は収益事業を行っているため、毎年度正確な税務申告を行い、市・県民税を納付すると共に、一般会計においても消費税の税務申告を行い、遅滞なく納税を行っています。

安定した経営を継続させるため、施設ごとの独立採算制を探りながら、余裕のある事業所からは法人への繰入を行うなど法人の財政基盤を築き、弱小の事業所や新規事業所等の立上げ時に掛かる経費等を、法人から繰入や短期貸付を行い財政状況の健全性を確保しています。また、財源の有効活用として、様々な社会貢献活動も行っています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

現在、下田地域ケアプラザを運営するにあたり、それぞれの事業の人員基準を充足、または超えて、職員を配置しています。次の指定管理者に指定されれば、ほぼ同じメンバーで事業を継続することができます。

昨今の福祉における人材難が問題となっている中、職員の定着と育成が重要と考えます。法人独自の人材育成制度に則りながら、職員の質を高め、健全な業務遂行が成し遂げられ「地域住民が安心して頼れる施設」であることを目指しております。

(1) 職員体制（令和2年度1月現在の職員配置数）

*所長：常勤1名

*地域活動交流：常勤1名（コーディネーター）

　　非常勤4名（サブコーディネーター）

*生活支援体制整備事業：常勤1名（コーディネーター）

*地域包括支援センター：常勤3名（社会福祉士・看護師・主任ケアマネジャー）

　　非常勤2名（ケアマネジャー）

*通所介護：常勤3名（生活相談員兼介護職員3名）

　　非常勤27名（看護職員・介護職員・運転手） *厨房は委託

*居宅介護支援：常勤3名（ケアマネジャー）

*事務：常勤1名・非常勤1名

○合計：47名（常勤：13名・非常勤：34名）

(2) 人材確保と育成について

定期的に全職員を対象に意向調査と面談を実施しながら、職員の意向要望等の相談を行いながら、働きやすい職場環境の整備に努め、人材定着にも着手しています。また、「法人の研修規程」及び人材育成制度「目標達成プラン」等を活用し、毎年度「下田地域ケアプラザ職員研修計画」を策定し、組織的・計画的に進めながら、その職員にあった人材育成に努め、個々の自己実現が叶えられるよう、提案指導等を心掛けています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

現行どおり、下記のような「運営の基本方針（運営目標）」を掲げて運営を行います：

<運営目標>

(1) 地域に開かれた施設

多くのお客様に、気軽に、心地良くご利用いただける施設を目指します。職員は、「あいさつ」「笑顔」「気配り」を大切にします。

(2) 地域に根を下ろした施設

地域の皆様に信頼され、地域の課題解決にご活用いただける施設を目指します。職員は「迅速」「誠実」「専門性」を大切にします。

(3) お客様本位の運営

施設の情報を発信・公開するとともに、お客様のご意見・ご要望を積極的に承ります。

(4) 信託に応える管理

市民の財産を委ねていただいた立場として、建物・設備と予算を適切に管理し、有効に活用します。

(5) 横浜共生会の理念に基づく実践

これらを意識し実践するため、年に1回、全職員に周知・確認の研修を行います。

他、個人情報保護・救急法・感染症予防や、通所介護部門の研修等は、現在ほぼ定例化されていますので、それらを計画的に実施してゆきます。法人のケアプラザ合同の研修も、現状に準じ、継続していきます。新採用常勤であれば法人主催の必須研修もあります。

外部研修も積極的に活用します。外部からの案内を所内メールや紙ファイルで職員に周知し、希望・必要に応じて、勤務内で派遣します。

また、職員育成システムとしては、常勤職員には法人の「目標達成プラン」という目標管理・面談のルーティンがあります。各職員が年間の目標設定シートを作成し、振り返り、評価する等、自己研鑽の機会を設定し、やりがい・働きがいの感覚を醸成することで、職員の定着化を図っています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

施設も築19年を過ぎ、安全確保及び長寿命化の観点から、不具合等を早期に発見・把握し、適切かつ計画的に維持保全していくことが重要となります。

施設を安全かつ安心して利用していただくためには、日々の管理が重要と考えます。そこで、施設・設備の保守・管理については横浜市建築局保全推進課が策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理点検マニュアル」に基づいて定期的な点検を実施し、横浜市への報告を行います。

なお、設備総合巡回点検、空調・消防・電気設備点検、機械警備、害虫駆除、エレベーター及び自動ドア等の定期点検については、専門の業者に委託して実施します。

法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと、日常的に職員による巡回点検を行い、ご利用される方が快適に使用できるよう、清掃・衛生管理・備品管理に努めてまいります。建築物の保全に関する研修にも積極的に参加します。

(1) 維持保全業務の遂行にあたり、次の基本方針を踏まえて実施いたします。

- * 施設を安全かつ衛生的に保ちます。
- * 施設の機能及び性能等を保ちます。
- * 合理的かつ効果的な維持保全の実施に努めます。
- * 建物や設備機器等について点検を行い、劣化・破損等の早期発見に努めます。
- * 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止及び省エネルギーに努めます。

(2) 日常の維持管理について

- * 清掃（委託業者・職員）
- * 設備・防火・防犯点検（委託業者・職員）
- * 建築物・設備自己点検（職員）

(3) 定期の維持管理について

- * 定期清掃（委託業者）
- * エレベーター・自動ドア点検（委託業者）
- * 消防設備点検（委託業者）
- * 建物・設備総合点検（委託業者）
- * 電気設備点検（委託業者）

(4) その他

- * 横浜市の公共建築物の保全に関する研修へ参加し適切な施設管理に努めます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

安心・安全に施設をご利用いただけるようにすることは指定管理者として最も重要な責務と考えております。従って、マニュアルの整備や職員の意識付けはもちろんのこと、事故時・緊急時に「人命最優先」を念頭に置き的確に対応できるよう、毎年、各種研修や訓練等を行ってまいります。

(1) 事故防止

ご利用される方の安全を第一に考え、施設内に事故につながる危険個所が潜んでいないか法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと、日常点検として職員による巡回点検を行い、早期に発見・把握し、必要に応じて対策を講じます。

また、法人内の4ケアプラザの事故事例やヒヤリハット等をもとに、月例の事故防止委員会において情報・認識を共有し、事故防止に努めます。

(2) 事故発生時の対応

事故発生時には「人命最優先のもと、「事故防止・事故対応マニュアル」を活用し迅速に対応に当たります。また同時に事故状況の確認及び情報収集をし、港北区・横浜市に報告し、指示に従います。

指定管理者の責めに期すべき事由により損害賠償が発生した際にはその損害を賠償し、再発防止に努め、責務を果たします。

(3) 急病時の対応

利用者の急病やケガ等に関して、看護職員のみならず、職員の誰もが応急手当てを心がけるなど速やかな対応ができるようにするとともに、医療機関への連絡などの的確な対応を行います。

また、緊急時には救命救急講習における救急救命活動及びAEDを使用し、ご利用される方の人命を最優先とします。

(4) 防犯

館内外の巡回点検の際に不審者や不審物に注意を払うとともに、施錠を確認し、照明器具の故障、放火などにつながるものがないか等の確認を行います。地域の警察とも情報交換を行い防犯に努めます。

また日頃より、来館される方には入口で必ず顔を見て挨拶を行います。顔を見て挨拶することにより防犯意識を高めます。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

大震災時等は、港北区防災計画に基づき関係機関と協力して人命最優先で職員が対応に当たります。特に安全確認・被害状況確認などは迅速に行い港北区へ報告します。

また、震度5強以上の地震においては、開館・閉館にかかわらず職員が参集し、「福祉避難場所開設・運営マニュアル」・「指定管理者災害対応の手引き」に沿って、福祉避難場所開設準備に入ります。さらに福祉避難場所開設要請時は区役所・地域住民・関係団体等と協力し対応に当たります。

なお、当施設は、太陽光発電システムを備えていることから、在宅で電源を必要とする方々（人工呼吸器等の医療機器）に対して、停電等の状態になった際、バッテリー機器の充電対応の協力も率先して行っていきます。

屋上に設置している太陽光発電



イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

災害時、福祉避難場所の機能を発揮できるよう、日頃より応急備蓄管理や開設運営マニュアルの整備等、適切に行います。また、地域と協働して活動できるように地域の防災訓練などに参加し、日頃から災害時の役割や対応について情報を共有してまいります。

さらに、ご利用される方々の安全のため、職員の誰もが自然災害（地震・風水害等）や火災などの発生時に対応できるように、港北消防署協力の下、防災訓練を年2回実施します。その際、実際の災害を想定した訓練を行い、災害時に行うべき優先行動を把握して、いざという時に漏れがないようにします。また、貸館や事業等で施設をご利用される方々を中心に、初回施設利用時及び1年に1回、避難誘導路の説明をいたします。

なお、職員用の緊急連絡網（電話・メール）を整備し、有事の際の情報の迅速な共有と組織的な対応に努めます。

〈防災訓練内容〉

- * いかなる場面でも人命最優先を徹底いたします。
- * 災害に応じて初期消火・避難誘導・通報・館内放送が行えるように訓練いたします。
- * 消火器試用、避難口の確認を反復して行います。
- * 地域が行う防災訓練へ参加し、連携を深めます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<貸館>

利用ご希望の団体は、「団体登録」の種別に従って異なる条件でご利用いただきますので、登録時の種別判断には適正を期します。また、月1回の「貸館予約会」で利用希望枠が重なった場合、団体どうしの話し合い・譲り合いで調整していただきます。なお、館内に貸館の空き状況を記したカレンダーを掲示して、自由に閲覧できる形も整えております。

さらに、実施されているイベント内容に気を配り、公的施設としての中立性担保に努めます。

<相談>

利用者に提供される介護サービス等が特定の種類や事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に提案・調整し、インフォーマルサービスを含めた、多様な事業所等から総合的かつ効率的に支援が届くようにします。

これは、当ケアプラザの地域包括支援センターが相談者と居宅介護支援事業所を繋げる場合も同様です。当ケアプラザでは、居宅介護支援部門のケアマネジャーの数を適正に抑え、他法人のケアマネジャーも積極的に紹介してきましたし、今後もそのようにします。

<通所介護>

地域に根差したデイサービス施設として、ご利用者の心身状況やご家族等の条件にかかわらず“この町にお住いの方は、どなたでも”受け入れることに努めます。常に「大切なお客様」として、専門性を持った対応を心がけ、そのための人権意識・介護技術の研修を継続します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

<ニーズ等の把握>

ご利用者や地域の方々が意見・苦情を伝えやすい雰囲気づくりに努め、利用者の満足度高めています。

○具体的な取り組みや考え方について

- ・明るい挨拶をはじめとして、職員側からのコミュニケーションを図る
- ・掲示物・ご意見箱やアンケート調査で、意見・苦情を聞きたい旨をアピールする
(ご意見箱は事務所から見えない場所に設置します)
- ・運営協議会・ボランティア懇談会等で、率直な意見交換を行う
- ・苦情を積極的に聴取して迅速・適切に対応する職員側の姿勢を維持する

区内のケアプラザで統一の様式を用いたお客様アンケートを年1回実施します。抽出した課題は各部門の会議等で検討して対応策を講じ、アンケート回答結果とともにお客様への個別配付や情報ラウンジの「開示情報」コーナー・壁面掲示等で公表します。

<苦情等への対応>

苦情に関しては、当法人では苦情解決調整委員会およびその第三者委員を設置し、各事業所の責任者等も定めています。

この第三者委員会を通じて、法人内各事業所であがつた苦情等やそれに伴う改善策等を共有し、今後の適切な運営につなげています。

また、実際に苦情を適切に受付けて対応するため、現行の独自マニュアルを、今後も隨時適用します。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

<個人情報保護>

個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であると考えます。個人情報の取り扱いに関する体制・基本ルールを策定するとともに、保有する情報の紛失・漏えい・改ざん等を防ぎ情報管理に関する社会的責任を果たすことを目的に、「横浜市の個人情報の保護に関する条例」等に基づき全職員に対し研修を行い、「個人情報の保護」の理解に取り組んでまいります。

- (1) 個人情報の利用目的・基本方針について、施設内に掲示し、ホームページにも掲載します。
- (2) 毎年、全職員を対象とした個人情報保護に関する研修を実施し、「個人情報保護取扱い遵守に関する誓約書」に全職員が署名するとともに、個人情報漏えい防止チェックシートを実施して職員の認識・理解度を確認します。新採用職員については新任研修の中で同じく実施します。
横浜市等が実施する個人情報保護に関する研修にも積極的に参加します。
- (3) マニュアルを整備し、各会議等において、隨時、個人情報保護等の取扱いに関する確認を実施し、漏えい等の防止に努めます。
- (4) 提供票・請求書・領収書等、個人情報を含む内容を郵送する場合は、必ずダブルチェックを実施し、誤送付を未然に防ぎます。FAXする場合は適切にマスキングを行い、複数人で送信作業も行います。
- (5) 法人内の「個人情報管理委員会」や法人定例の「運営会議」「連絡調整会議」において事例検討等を行い、法人全体で個人情報保護への取り組みを行います。
法人の定める「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報管理規程」「情報システムの管理に関する規定」や、「職員倫理規程」とそれに基づく行動指針等に従い、適正・適切な個人情報の管理に取り組みます。

<情報公開>

施設を安心して利用できるよう理解と信頼を促進することを目的に、法人の「情報公開規程」に基づき、市に準じた情報公開をいたします。

法人や各事業所の運営状況等については、機関誌や法人HPを通じて広く公開すると共に、施設内においても常時見られるよう、掲示・配架等いたします。また、開示請求等に対して適切に対応します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

＜環境への配慮＞

公共施設を運営する上で環境への配慮は欠かせないものです。施設全体で環境問題に意識を持って研修・教育を行い、「ヨコハマ3R夢」に沿ってごみ減量化や分別を積極的に実施し資源の有効活用に努めるとともに、省エネ対策に取り組みます。

ごみの分別を積極的に進め、缶・ビン・ペットボトル・古紙・プラスチックなど、日ごろから分別に心がけリサイクルへの意識を高めます。すぐにごみとなるものを購入しない、もらわない、リサイクルしやすい製品を使用するなど、ごみそのものを減らす努力を行います。また、引き続き、リデュース（発生抑止）の取り組みを重視し、使い捨てのものを使用しないことや繰り返し使える容器の使用、物品購入の際も梱包せずにリサイクルコンテナを使用している業者を選び梱包素材の無駄を省くなど、日々の積み重ねに努めます。

省エネ対策として、空調・照明・電気機器などの節電及びクールビズ・ウォームビズ等を推奨し、貸館利用者等にも理解を求めます。さらに、既設の自動水栓や「節水コマ」、「音姫」等を適切に活用し、床暖房設備の稼働時間の工夫も図りながら、効率良く効果的に取り組みます。

また、園芸ボランティアの協力を得ながら、施設内の緑化維持の活動を通じた環境保全の必要性を地域に発信します。

なお、施設内に「省エネ委員会」を設けており、定期的に管理標準の順守状況を確認し、さらに定例の職員会議の場でも、常に節電節水等の意識向上のための啓発を行っていきます。

＜市内中小企業優先発注＞

指定管理者として「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、修繕等の工事の発注、物品や役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めます。

現指定管理期間の実績で高額のものとしては、建物・設備の清掃や保守は、指名競争入札を行いつつ、一貫して市内中小企業に委託してきました。今後も、規程に従って指名競争入札や見積り合わせを行う場合には、市内中小企業を優先し、受注機会の拡大を図ります。

＜男女共同参画推進＞

横浜市男女共同参画計画にも呼応しながら、法人及び当施設においても、誰もが安心し、個々の成長を実感できる職場環境の整備と地域への啓発等を積極的に進めていきます。

- ・各種休暇制度等の積極的な利用促進
- ・ワークライフバランスの実践による、生きがいづくりと業務効率の向上へ
- ・年齢性別を問わず、いきいきと無理なく働く職場環境
- ・地域への事業展開（パパの育児教室、セカンドライフカレッジ、シニアボラポイント支援ほか）

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

貸館事業に関して、より多くの福祉保健活動団体等が利用できるよう、毎月1日に「貸館予約会」を実施し、公平中立の下、ルールに則りながら、場の提供をしていきます。さらに、新規団体の登録及び利用へつなげるため、ホームページをはじめとした様々な広報媒体を活用しながらPRを図ります。また、利用団体の高齢化も課題として上げられるため、新たなメンバーや担い手を発掘しながら、団体の活性化と利用促進に努め、社会資源としての活動につなげていきます。なお、令和元年度に夜間利用の促進策として、「ズンバ」講座を夜間帯に開催した結果、普段、地域ケアプラザに疎遠な若い世代が多数参加し、その後の自主化に発展させながら、継続利用につなげることができたため、今後も利用者のターゲットを絞りながら、事業を通じた稼働率の向上を目指します。

<参考実績>

(1) 登録団体数（合計69団体）※令和2年1月31日現在

（内訳）福祉保健活動団体（団体1）：30 福祉保健協力団体（団体2）：39

(2) 過去3年間の利用者数及び、利用件数と稼動率 ※令和元年度は12月末現在

平成29年度 19,481人 1,242件 全体：45.7%（昼間：56.4%・夜間：5.8%）

平成30年度 18,978人 1,218件 全体：46.3%（昼間：57.2%・夜間：5.9%）

令和元年度 14,356人 965件 全体：47.1%（昼間：56.9%・夜間：10.5%）

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

高齢者分野に関しては、地域活動交流と地域包括支援センターとの情報交換や共催事業を通して、要援護高齢者のニーズと地域資源（人材・取り組み）との結び付けを行います。特に、介護予防に力を入れ、「下田元気塾」と題した各種事業や、地域の居場所や交流の場となる「喫茶マロニエ亭」「元気づくりステーション」等が着実に社会資源として定着しています。また介護者支援として、「下田メモリーカフェ（認知症カフェ）」「介護者のつどい」「おはなしもだ」等も気軽に相談できる場として機能しています。引き続きそれらの活動を支援し、ニーズのある方々のために活用します。

子育て・児童分野、障がい児者分野に関しては、地域活動交流部門が中心になり、区事業の「赤ちゃん会」「子育て支援者相談」や自主事業「子育てサロンすてっぷ」「パパの育児教室（区共催）」

「親子学級イルカ」「こうほくからふる」の場を通して、情報収集やニーズ把握、新規事業の展開を行います。

上記の様々な事業や取り組みを行うにあたり、区役所をはじめ、地域の専門機関（生活支援センター等）との連携を図り、サロンの定期開催等を通じて、個別ニーズへの調整も行います。

今後も「地域の身近な相談窓口」として、参加者がちょっとしたことでも気軽に相談しやすい環境をつくることに努めます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザの本来機能や役割を効率良く効果的に果たすためには、部門や業務を越えた横断的な職員間の内部連携と、地域支援を包括的に捉えて、日常的に関係機関との連携を図ることが、大前提であると考えます。

<部門間連携>

内部連携は、根本的には、職員個々の専門の役割を超えて声をかけ合い、補い合い助け合うところから生まれます。当ケアプラザはそのことを常に職員一同心がけ、職場の良い雰囲気を築き上げることができました。

今後もこれらを継続しつつ、時には必要に応じて変革することも考えながら、円滑かつ効率的な管理運営を目指します。

○施設の運営管理及び職員間連携の場として

- (1) ケアプラザ運営会議
- (2) 地域包括支援センター会議（相談部門として居宅介護支援職員も参加）
- (3) 5職種会議（包括3職種及び地域活動交流・生活支援両コーディネーター）
- (4) 地域交流部門会議
- (5) デイサービス運営会議（常勤職員）
- (6) デイサービス会議（全職員）
- (7) 介護職員会議（常勤及び介助職員）

○運営法人による部門別会議（新吉田・下田・樽町・新羽の4館）

- (1) 地域包括支援センター部門
- (2) 地域活動交流・生活支援体制整備部門、コミュニティハウス事業
- (3) 居宅介護支援部門
- (4) 通所介護部門

<関連施設>

同じ連合町内会・地区社協エリア内に日吉本町地域ケアプラザがあり、連携・協力しながら地域支援を行ってきました。「包括レベル地域ケア会議」も合同で主催することで、日吉地区の地域包括ケアシステム構築を目指します。

次に地区内の小中学校とは、福祉教育・職業体験等を受け入れ、地域の福祉保健活動の啓発や若い世代との交流を進めています。

また、日吉地区センターや下田小コミュニティスクール等の機関とも、幅広い世代の方々との接点を持つ場として、各種事業の会場等の利用を通じて、地域支援を推進していきます。

さらに、日吉地区内の医療機関・薬局・小規模多機能居宅介護事業所・グループホーム等とは、日常業務に加え、「運営推進会議」や「港北北部ケア会議」等への参加を通して、お互いの理解と連携を深めています。

次期指定管理期間も積極的に、これまでに構築してきた関係を継続していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

<日吉地区地域ケア委員会とひとつプラン港北日吉地区計画>

「日吉地区地域ケア委員会」は5つの「町ケア委員会」から成り、日常の活動は日吉地区内5民児協地区をエリアとする委員会でそれぞれ行われています。当ケアプラザは、隣接する日吉本町地域ケアプラとの共同事務局を担いつつ、各町ケア委員会の会議や活動にもほぼ網羅的に参加し、防災関係や、要援護高齢者を把握するための情報整理、マップ作り等の課題に一緒に取り組んでいます。

ひとつプラン港北の日吉地区計画は、地区社協を推進委員会の母体として、実働はやはり各町ケア委員会単位で行われていますので、当ケアプラザは、さまざまな場面でお手伝いしてきました。

令和3年度からスタートする第4期計画推進に向けて、現在、第3期計画の振り返りと第4期計画策定の支援を区役所・区社協と共にサポートチームの一員として積極的に関わっています。

<関係機関と民生委員児童委員協議会>

現状では、区役所・区社協職員とは定例の会議が複数あり、地域住民への各種啓発事業や個別の相談支援等に連携して取り組んでいます。下田地区・日吉本町・日吉町地区の各民児協の定例会にも、地域包括支援センター及び地域活動交流・生活支援両コーディネーター職員が輪番で参加するとともに、日常の個別支援でも情報共有・協力しています。

他の福祉・保健・医療機関とは、個別相談においての協働や、包括的継続的ケアマネジメント支援事業における各種連絡会等で情報・意見交換をしています。

才 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

〈港北区運営方針との連携について〉

区政運営方針の中における、「地域で支えあう福祉・保健のまちづくり」を大きな柱に掲げながら、地域ケアプラザとしての強みを活かした取り組みを行います。そこには、区行政の担当職員と共に各職員がこれまで関わってきた「ひつとプラン港北」の計画推進支援をはじめとする、高齢者、障害児者、子育て支援を中心に地域で支え合いながら、安心して暮らせる町を目指した事業を積極的に実施します。

○ひつとプラン港北（日吉地区）

- ・防災に強い町づくり
- ・災害時要援護者支援 他

○高齢者支援・介護予防支援・健康づくり

- ・介護予防普及強化事業の実施（元気塾・シナプソロジーほか）
- ・元気づくりステーション運営支援（なでしこ・日吉第七コーポ）
- ・サークル支援（地域の団体や自主グループ等）
- ・高齢者支援ネットワーク
- ・高齢者虐待防止連絡会
- ・認知症キャラバンメイトの育成支援
- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・認知症初期集中支援チームへの参画
- ・ウォーキングポイント

○子育て支援

- ・赤ちゃん会
- ・子育て支援者会場
- ・パパの育児教室 他

○要援護者支援

- ・一人暮らし高齢者見守り事業
- ・災害時要援護者支援（ひつとプラン港北地区計画事業も含む）

○障害児者支援

- ・自立支援協議会
- ・おはなしもだ
- ・咲良 他

○エコアクション

- ・園芸ボランティアによる緑化の維持整備
- ・剪定塾による新たなボランティア育成

力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

これまで、区役所、区社協、日吉本町地域ケアプラザと共にサポートチームの一員として、日吉エリアの5地区の計画推進の支援を行ってきました。今後も地域ケアプラザ職員として成すべきことは、上記サポートチームが、ぶれることなく一貫した支援を行うことが大切であると考えます。

第3期計画では、「防災」をメインテーマに各地区それぞれの課題をもとに、「防災マップ」作りを中心取り組まれておりました。令和3年度より始まる第4期計画では、この間防災に対する意識が高まりつつある中、日常生活上での支えあいが有事に活かされることの重要性を説くことも必要と考えます。

日吉エリアは区内でも人口増加率が高く、他地区からの転入者も増えることから、新旧住民の融合と「オール日吉」としての意識やさらに5地区の地域ケア委員会エリアのより細かく、身近な住民同士の支えあい活動の醸成の両面が求められます。また、既存の団体組織と新たな住民や若い世代の可能性に富んだ町であることを認識しながら、第4期計画の策定推進の支援を行っていきます。

○ひつとプラン港北推進支援

各地区的委員会や役員会、事業等に参加し、計画推進の支援を積極的に行いました。

- (1) 下田地区地域ケア委員会・小委員会（役員会）
- (2) 日吉本町地区地域ケア委員会
- (3) 日吉町地区地域ケア委員会
- (4) 「光と活力」実行委員会
- (5) 日吉地区サポートチーム会議（区役所・区社協・日吉本町・下田両ケアプラザ）

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

次期指定管理期間につきましても、区役所・区社協・地域の関係団体及び地域包括支援センターと連携を図りながら、高齢者、障害児者、子育て支援を中心に各種事業を実施します。さらに、普段縁のないと思われる、若い世代向けに参加できる事業も企画しながら、今後の地域の担い手発掘や育成につなげます。

定例事業については、利用者のご意見ご要望に耳を傾け、現状にとらわれることなく、事業の効果を見極めながら、内容の発展充実をさせ、地域の福祉保健拠点となるケアプラザが、より身近な施設として位置付けられるよう努めています。

○主な事業等について

（1）高齢者支援事業

- ・ミニデイサロン「喫茶マロニエ亭」
- ・高齢者食事会「御食事処すずらん」
- ・下田元気塾
- ・認知症カフェ「下田メモリーカフェ」他

（2）障害児者支援事業

- ・学齢期余暇支援「こうほくからふる」
- ・精神保健福祉ミニサロン「おはなしもだ」他

（3）子育て支援事業

- ・子育てサロン「すてっぷ」
- ・親子学級「イルカ」
- ・パパの育児教室 他

（4）その他一般向け

- ・「男のセカンドライフカレッジ」
- ・「歌の広場」
- ・「みんなでズンバ」
- ・「音の葉言の葉、音楽と朗読のコンサート」
- ・ケアプラザまつり 他



パパの育児教室



こころの健康講座



ケアプラザへ行こう 2019
(ケアプラザまつり)

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

<地域住民の福祉・保健活動に対する支援>

地区内での定期的な地域福祉保健活動を行う諸団体には、より優先的に貸館確保を行います。

また、既に貸館を利用している団体がより専門的な福祉保健活動に発展するよう、定期的な情報提供を行うとともに、それらの団体との情報交換を密に行い、各団体の専門性を活かしながら、各活動に拡がりとつながりが生まれるような支援を目指します。

<新しい活動・交流の場の提供>

新しい活動・交流の場を求める地域住民には、従来どおり、ひとつプラン日吉地区計画推進母体である地区社協の活動や、地区社協ボランティア部会の活動を、館内掲示やチラシ等（当ケアプラザが作成）で紹介するとともに、施設ボランティアとしての受け入れ、既存の活動グループへの紹介・送致を積極的に行います。

また、貸館利用団体に対し、地域の高齢者の方々、団塊世代・子育て世代を仲間として受け入れてもらえるように働きかけます。過去に実施した、当ケアプラザ主催「元気シニア講座」シリーズ等をきっかけとする各種O Bサークルについては、参加メンバーの高齢化も課題としてあげられ、地域活動交流コーディネーターが、各団体との面談を定期的に行いながら、運営のサポートをしています。そして、それぞれの団体が「介護予防・生きがいづくりを目的とする地域資源」であることの自覚も促しながら、継続活動の後押しを図ります。

さらに今後も、主催講座参加者の自主グループ化を推進し、地域での新しい仲間作りを支援します。実際に自主グループ化が実現しそうな場合は、活動時間や活動場所が既存の活動グループとかち合わないよう調整し、貸館利用枠がスムーズに埋まるよう配慮します。

<交流の場の提供の継続>

「活動」に至らない「参加・交流」の事業も、主催・共催を続けていきます。

- ・子育て支援関係「子育てサロンすてっぷ」「パパの育児講座」「親子学級イルカ」
- ・障がい児者支援関係「こうほくからふる」「おはなしもだ」「咲良」
- ・介護予防関係「喫茶マロニエ亭」「御食事処すずらん」「月1体操からの会」ほか

<参考実績（再掲）>

(1) 登録団体数（合計69団体）※令和2年1月31日現在

(内訳) 福祉保健活動団体(団体1) : 30 福祉保健協力団体(団体2) : 39

(2) 過去3年間の利用者数及び、利用件数と稼動率 ※令和元年度は12月末現在

平成29年度 19,481人 1,242件 全体: 45.7% (昼間: 56.4%・夜間: 5.8%)

平成30年度 18,978人 1,218件 全体: 46.3% (昼間: 57.2%・夜間: 5.9%)

令和元年度 14,356人 965件 全体: 47.1% (昼間: 56.9%・夜間: 10.5%)

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

事業に協力して下さるボランティア、および、今までの自主事業や受託事業から立ち上がった自主（自助）グループを支えて下さっているボランティアの活動を、メンバー補充のためのPRや、相談助言によって支援します。また、それらのボランティアの懇談会を実施して、交流を促進し、意見等を把握します。

地域活動交流及び生活支援コーディネーターが中心となり、新規の活動希望者の相談に随時対応して適切な活動の場につなぐとともに、目的別のボランティア講座を企画して、育成に取り組みます。

旧くから組織的活動に取り組んでいる日吉地区社協ボランティア部会の定例会に参加し、情報提供等を通して人材確保・育成活動を支援するとともに、ボランティアサービスニーズを把握した場合は迅速につなげてコーディネートを依頼します。

地域人材をボランティア活動に結びつけるため、広報紙等でボランティア活動の呼びかけを定期的に行います。そして、求める技能や活動内容を具体的に絞って示すことがより有効と実感しています。

また、「よこはまシニアボランティアポイント事業」も区内の生活支援体制整備事業の一環として、生活支援コーディネーターが中心となり、独自に企画しながら、新たな担い手の発掘手段として活用します。

さらに、地域包括支援センターと連携して、「地域ケア会議」等で政策の趣旨や「地域包括ケアシステム」について地域の方々に情報提供し、日吉地区の人口動態や社会資源について地域の方々と認識を同じくすることで、日吉地区の中での新しい助け合いを創っていきます。

〈参考実績やボランティア養成について〉（令和元年12月末現在）

- ・ボランティア団体活動数 延53件
 - ・ボランティア登録者数 77名
 - ・ボランティア活動人数 延1096名
- ※令和元年12月現在
- ・「男のセカンドライフカレッジ」
 - ・「下田剪定塾」
 - ・「よこはまシニアボランティアポイント登録研修会」ほか

よこはまシニアボランティアポイント
登録研修会



よこはまシニアボランティアポイント
登録研修会

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

各職員がアンテナを張りながら、日々の業務の中で接する地域の方々からのちょっととした相談から、困り事や地域に潜んでいる課題を把握し、内部の職員同士、また、地域の方々と情報を共有し、課題解決に向けて連携・協働して取り組みます。

地区民児協と地区社協ボランティア部会については、担当職員が定例会に出席し、顔の見える関係の中で、個別相談や地域向け啓発事業における協働を行っています。自治会町内会とは主に「地域ケア委員会」で、地区社協とは主にひつとプラン日吉地区計画推進において、連携・協働があります。

今までの指定管理期間を通じて、「地域ケア連絡会」をはじめとした各種団体機関との関わりの中で、双方に得られた情報を、さらに他の機会・活動・団体に提供してきました。次期指定管理期間においても、維持・充実させていきながら、ネットワークの輪を広げていきたいと考えます。

当ケアプラザで活動する貸館利用団体も、幅広い意味で福祉保健団体であり、大事な地域の社会資源です。現在も、貸館利用団体に対し、要援護高齢者も含めた方々を同じ地域の一員として受け入れてもらえるよう、今後も働きかけを行っていきます。

○地区民児協エリアに属する各種団体との連携（特に下田、日吉本町、日吉町地区）

- ・地区民児協
- ・地区社協（ボランティア部会）
- ・地域ケア委員会
- ・各種貸館団体
- ・老人会
- ・保健活動推進員会 他

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

自主事業や地域で開催されるサロン等集える場でのヒアリングや包括総合相談に寄せられる困りごと・希望をその都度集約しています。他、月に1度開催される日吉地区社協ボランティア連絡会で各ボランティア団体の活動状況を把握すると共に各月で開催しているケアマネジャー向けの事例検討会後の情報交換の場から状況を伺うようにしています。

また、行政から提供される「地区概況シート」等統計データも活用しながら5職種間で状況の共有を図っています。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

タウンページや地域の情報紙等を活用し、生活支援体制整備に関連する企業等のチェックし、必要に応じてインタビューを行います。

さらに定期的にコーディネーター自身の足でエリア内の地域踏査をこまめに行いながら、地元の企業や店舗等の情報収集に努めます。

また、サービス付き高齢者住宅や新規に立ち上がったコンビニ等へアプローチし、地域貢献に関するヒアリングを行い、協働の可能性を探ります。

区域では生活支援コーディネーター連絡会の活動の一環として、企業との連携について協議を重ねています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

これまでの既存の地域組織とは、地域福祉保健計画や地域ケア会議等、様々な場面で「わが町がどうなつたらいいか」と話合いが続けられています。既存の会合をきっかけに、生活支援体制が推進されるよう、情報を提供していきます。

日吉地区にある居宅介護支援事業所と協働し、既に介護保険サービスを受けている方の日常の困りごと等を把握・数値化し、地域に伝えていく予定です。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

これまで地域活動等の機会がなかった定年前後の男性を対象とした、「男のセカンドライフカレッジ」（日吉本町地域ケアプラザ・港北区社会福祉協議会共催）に参加された方々が自主グループとして立ち上がり、地域での活動展開について定期的に話し合いをしています。

また、既存のボランティア組織の高齢化による活動の縮小について個別支援からサロン運営への転換について支援。活動の活性化につなげました。

引き続き、これまで地域活動にかかわる機会がなかった層の仲間づくりを企画し、各々ができる範囲の地域活動ができる支援をしていきます。

○主な対応策として

- ・「男のセカンドライフカレッジ」の開催と自主化支援
- ・「よこはまシニアボランティアポイント登録研修会」



男のセカンドライフカレッジ

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域包括支援センター3職種（社会福祉士、保健師看護師等、主任ケアマネジャー）が足並みをそろえながら、地域の身近な相談窓口として、高齢者の生活を支援するための幅広い相談に応じ、必要な援助を行います。さらに、エリア内の各地区民児協をはじめとした、既存の関係団体やネットワークとも連携を図りながら、情報交換を通じて地域の高齢者の実態の大勢を把握し、個別の相談をより多くいただけるようにします。何らかの事情で相談者が当ケアプラザまで来られない場合等は速やかに訪問し、相談を承ります。

地域のインフォーマルサービス等について系統的に情報収集を行い、資料を整備して、相談時に適切に情報提供を行います。

年度別相談件数	相談延べ件数
平成28年度	2,027件
平成29年度	2,334件
平成30年度	2,233件
令和元年度（12月末現在）	1,711件

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症の方がその意思を尊重され、できる限り住み慣れた地域で、より良く暮らし続けられるよう支援をしていきます。そして、早期発見、早期対応が求められる中、ご家族支援や地域への認知症に関する啓発も進める必要があります。

当施設として、区役所担当者との連絡を密にしながら、総合相談や地域住民からの情報等を下に適切にフォローし、見守りや活動の場の提案、医療機関への橋渡しを行います。

○主な対応策として

- ・認知症初期支援チームへの参画
- ・出張相談会等を通じた、相談しやすい環境の整備
- ・認知症キャラバンメイトの育成サポーター養成講座の開催
- ・「下田メモリーカフェ」（認知症カフェ）の運営支援 他



下田メモリーカフェ

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域包括支援センターの機能のひとつに高齢者の人権侵害や権利擁護の問題への対応がある旨を、既存のネットワークの中で随時伝えて、早期発見、早期対応ができるよう努めます。継続して高齢者虐待防止事業に参画し、虐待事例があった場合は、ガイドラインに基づき、区と役割分担して適切な支援に繋ぎます。

地域住民を対象に、成年後見制度等に関する啓発講座や相談会を開催するとともに、認知症について地域住民の正しい理解を促進するために、認知症サポーター養成講座等を開催して、普及啓発に積極的に取り組みます。

さらに、定例事業として、介護者支援を通じた権利擁護の一環となる「介護者のつどい」を継続的に行います。

地域で発生した悪質商法事件（未遂も含む）等の情報を区・区域の地域ケアプラザで共有し、関係団体および自主事業の際に注意を促します。

○主な対応策として

- ・虐待予防ハンドブックの利用周知啓発と活用
- ・高齢者虐待防止連絡会を通じた、関係機関とのネットワークづくり
- ・介護者のつどい、介護者講座等の開催
- ・「下田メモリーカフェ」（認知症カフェ）の活用
- ・地区民児協や消費生活推進員等との連携 他

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

主任ケアマネジャーが中心となり、ケアマネジャーと地域をつなぐための支援を行い、高齢者の生活を、包括的にどのような状態になんでも継続的に支援できるケアマネジメントを実践できるよう、サポートしていきます。

ケアマネジャー同士、関係機関・地域団体との顔の見える関係構築のため、区内の地域包括支援センター合同で計画を立て、勉強会や情報交換会を、引き続き、実施します。また、「港北区高齢者支援ネットワーク」にも、メンバーとして参加しながら、連携・協力体制を強化し、支援困難ケースやサービス担当者会議、新任ケアマネジャー育成等について、居宅介護支援事業者が信頼を持って当ケアプラザに相談できる関係を維持・充実します。

さらに、居宅介護支援事業者への支援では、会議への同席、同行訪問等、一緒に行動することを重視します。また、介護予防従事者研修等を通して、介護予防支援受託の際の、明確な目標設定のある介護予防ケアプラン作りを促進します。

○主な対応策として

- ・下田式事例検討会（地域ケアカンファレンス）によるスキルアップ
- ・エリア内のケアマネジャーグループ「ひよしも俱楽部」の活動支援
- ・地域ケア会議を通じて、地域関係団体との地域課題の共有と関係強化 他

■在宅医療・介護連携推進事業

個別課題や地域課題の解決に向けて、エリア内の医療機関と介護関連事業所等が、日常的に、必要な情報やそれぞれが抱える課題等を、お互いに共有しながら、一体的な支援やサービスを行うことができるネットワーク・連携体制を構築できるように努めます。

なお、担当エリアが川崎市との市境に位置する関係で、川崎市立井田病院や関東労災病院との連携も密に行っており、今後も継続していきます。

○主な対応策として

区内の主任ケアマネジャーとも連携し、各医療機関やケアマネジャーとの顔の見える関係構築のための取り組みを随時行っています。

- ・高齢者支援ネットワークの活用
- ・地域ケア会議を通じた連携強化と課題解決への取り組み支援
- ・港北区医師会及び医療ソーシャルワーカー等との情報交換
- ・ケアプラザ協力医や薬剤師の支援による講座開催
- ・協力医による専門職向け医療相談の実施

才 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域の中で適切な支援に繋がっていない高齢者に対して、公的サービスや地域の様々なインフォーマルサービス等を活用し、自立に資するケアマネジメントが地域主体で実践できるような仕組み作りを行う上で、福祉・医療・介護・地域が顔を合わせ、日常的な連携が図れるための手段として、地域ケア会議を活用していきます。

さらに、具体的な地域課題やニーズを吸い上げ、資源開発や地域づくり、さらには政策形成につなげられるよう目指します。

これまで、日吉地区全域での話し合いが行われ、さらに課題や問題を共有した結果、以下の3テーマを掲げながら分科会に分かれて進められてきました。

①「専門職と地域とのネットワークづくり」

実際に医療や介護の関係機関と地域との顔の見える関係づくり構築のため、5つの民児協エリアごとに意見交換や相互理解の場を設け、「地域」「医療」「介護」の連携を模索する。

②「地域に向けた認知症への理解と普及」

認知症サポーター養成講座や日吉地区社協主催の地域向け福祉講座の支援。さらに地域の関係者と共に認知症カフェの立ち上げ支援を行う。

③「団塊世代の地域デビュー」

これから地域を支える新たな担い手を育成するため、男性対象にした「地域デビュー」講座を実施し、自主グループ化を図る。

話し合いを重ねながら、具体的な取り組みへと発展していき、少しづつではありますが、成果も得られるようになってきました。そこで、今後の日吉地区における地域ケア会議の持ち方として、広域な日吉地区内にも地域性や課題も異なります。引き続き、上記事業等を継続しつつ、個別ケースの検討も重ね、地域課題の把握に努めながら、より身近な生活圏域での取り組みが、より効果的であると考え、5つの民児協エリア別に、日吉本町地域ケアプラザとの協働による包括レベル会議を開催します。

そして、地区ごとによる柔軟な取り組み等を導き出せるよう、コーディネーターも含めた5職種職員が中心になり、積極的に支援していきます。

力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

地域で暮らす高齢者が、要支援状態を出来る限り維持され改善をしながら、要介護状態を予防し、その方らしく自立した生活が送れるよう公正中立な立場から、適切な介護予防支援ケアマネジメントを実施します。

- ・ご利用者の主体的生活視点から適切なサービスの選択（介護保険サービス、地域のインフォーマルサービス、行政サービス等）や利用できるよう支援・助言を行います。
- ・個人情報を留意したうえで、地域包括支援センター3職種、区役所、地域の福祉保健活動団体、サービス事業所、医療機関等の様々な関係機関との連携をより一層密にします。

なお、居宅介護支援事業所に委託する必要のあるご利用者については、適切な事業所に契約に基づき委託します。介護予防ケアマネジメントが介護予防、自立支援の視点から適切にケアマネジメントされるようサポートしていきます。

<人員の確保・育成>

現在、専従のパートタイム職員2名と“包括3職種”、および居宅介護支援と兼務の常勤ケアマネジャーで業務を行っています。今までと同様、所内・法人内の人材の登用や新規の採用を適宜実施し、必要な人員を確保します。

育成については、適宜制度に關係する研修等に積極的に派遣すると同時に、一人一人の利用者のケアマネジメントサイクルを回す際には、相談職間でも情報を交換し、チームでアセスメントをしたり対応を考えたりすることを心がけ、お互いに学び合う風土を大切にします。

<業務委託の考え方>

居宅介護支援事業者は、多くの場合、介護予防支援の受託に積極的ではありません。しかし、今までと同様、居宅介護支援事業者にとって頼りになる地域包括支援センターであることで信頼・協力関係を維持し、できる限り多くの介護予防支援業務を受けていただけるよう努めます。委託する場合は、必要に応じて、当該事業者と連携して利用者を支援します。会議への同席、同行訪問等、一緒に行動することを重視します。

<介護予防をすすめるための計画>

地域における多様な運営主体による多様な介護予防資源の適切な組み合わせを利用者に提案し、納得して前向きに取り組んでいただくことが重要です。生活支援、地域活動交流両コーディネーターとも連携しながら、今まで以上に地域のインフォーマルサービスの情報を積極的に活用し、効果的な提案をしていきます。

その上で、従前どおり、利用者がいつまでにどのような生活行為ができるようにするのか、具体的な目標を明確にしつつ、総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、介護予防サービスの提供を公正中立に確保し、目標達成状況に応じて計画の必要な見直しを行います。医療サービスとの連携にも充分配慮します。

区役所担当者や民児協等と、定例会議での情報共有や、日々の連絡・相談で連携をとり、幅広い視野での支援・見守り体制を築きます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

従来、区と協働で作る年次計画に基づき、当ケアプラザでも毎年複数回の介護予防教室を開催して、高齢者が住み慣れた地域で介護予防や生きがいを意識し具体的な取り組みを始める場を提供し、日常生活の中で個々の身体状況に合った運動や心身管理ができるよう支援してきました。

また、自主事業として、地域住民向け講座等を開催するとともに、定期的な高齢者サロン等の中でも随時、参加者に対して介護予防に関する啓発を行います。今後も特にケアプラザへ足を運べない方々に対して、集合住宅や近隣で場の提供をしていただける協力施設等へ出張しての教室開催・活動支援に重点を置きます。

日々の相談業務の中でも、相談者と地域資源を結び付けるよう努めるのと同時に、既存のネットワークやイベントを活用（必要に応じて出張）して、地域の高齢者等を対象に、介護予防普及啓発の活動を行います。また、当ケアプラザを拠点に活動する、あるいは当ケアプラザ主催の講座等から立ち上がった、介護予防の自助グループの定例活動や会議にも職員が随時参加して支援します。さらに、地域で高齢者の介護予防啓発活動を行っている団体も多数あるため、今後も、打ち合わせや実働に実質的に関与して、継続・充実を支援します。

○主な対応策として

- ・下田元気塾
- ・介護予防教室関連（スクエアステップ教室、月いち体操、ヨガ＆シナプソロジーなど）
- ・ミニディサロン、食事会（喫茶マロニエ亭、御食事処すずらん、下田メモリーカフェ）
- ・出張講座等（ロコモ予防教室@いきいき会館、日吉ハイム体操教室ほか）

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

地域ケアプラザとして、ネットワークの一員としてのみならず、ネットワークとネットワークを繋ぐ役割があります。

当ケアプラザは、日吉地区の中で、次期指定管理期間、これまで以上にそれを意識して業務に取り組みます。その中で「地域ケア会議」が様々な立場の方々をつなぐ手段の一つであり、さらに、ひとつプラン港北日吉地区計画推進のための地域ケア委員会、地区社協、地区民児協や、関係専門機関・団体はもちろん、各種事業を通じて、新たに立ち上がるボランティアグループ等を、幅広く糾合してネットワークを築き、日吉地区に地域包括ケアシステムを構築することを目指します。その際には、日吉本町地域ケアプラザと密接な連携を保ちながら進めます。

他にも、従来どおり、地区民児協をはじめ、地域の関係団体等の定例会や活動へ積極的に参加、さらに、診療所・薬局・郵便局での「PRボックス」設置、インフォーマル情報関連のシートや生活支援体制整備事業の一環で進めている「Ayamu」の活用も今後念頭に置きながら、顔の見える関係の維持発展に努めます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

現在、常勤専従3名のケアマネジャーで業務を行っており、今後も基本的にこの体制で臨みます。サービス提供エリアも現状を踏襲し、基本的に日吉地区とします。併設の地域包括支援センターとの連携がしやすいことを活かし、困難事例などは日々情報共有を重ねて、ケアマネ一人で動くのではなく、チームを組んで関わります。また、サービス提供エリア内にはもう一つの地域包括支援センター（日吉本町地域ケアプラザ）がありますので、引き続き連携します。

地域包括支援センター（介護予防支援事業者）と密接に連携し、兼務者を置いて要支援者等のケアマネジメントにも取り組むことで、要支援・要介護一貫したケアマネジメントの実施に努めます。

利用者の意思、心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができるることを目標として、居宅サービス計画を作成し、サービスを総合的・効率的かつ公正中立に提供するための連絡調整を行います。自法人の通所介護を含め、特定のサービスへの誘導は、これまで同様、法令順守に則りながら、利用者本位の提案を心掛けます。

一人暮らしや老老介護の世帯には、定期訪問以外でも、日常生活上の不都合（電話が不通、家電の故障、鍵の紛失など）や体調不良（転倒、発熱）の時は、迅速に訪問して対処し、家族や関係機関への連絡を行います。また、区役所担当者や民生委員等とも、日々の業務の中の連絡・相談で連携をとり、幅広い視野での支援・見守り体制を築きます。

自法人の地域ケアプラザ合同の「法人ケアマネ会議」を定期開催し、制度の確認や事例検討等、ケアマネジャーの研鑽・資質向上を目的とした機会を設けています。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<提供するサービス内容>

通所介護・横浜市通所介護相当サービス

送迎・入浴・食事・手工芸・レクリエーション・運動器機能向上プログラム等

<事業実施日数> 週7日

<提供時間> 9:30～16:20

<定 員> 40人

<運営方針>

和やかでのんびりした雰囲気の中、認知症の方をはじめ重度の方など、様々なお客様を受け入れております。各種の経管・ストマや在宅酸素の方も含め、楽しみながら長く通っていただくことが、どんな方においても要支援・要介護状態の維持向上につながると考えます。

また、他の民間事業所と違い、我々の使命として、法人の理念及び地域ケアプラザのデイサービスであることを念頭に置きながら、日吉とその周辺地区の方々で、どのような心身状況であっても、できる限り受け入れます。さらに、プライバシー・羞恥心に配慮し、入浴とお手洗いは“同性介助”で行います。

また、年間を通じて、職員向けに介護技術・緊急対応・感染症防止・運転技術等、職員研修を計画的に実施すると共に、ご家族・ケアマネジャー・包括も含めた連携を大事にしながら、地域に必要とされる場を提供していきます。

○主な取り組みとして

- ・季節の行事（初詣、お花見、夏祭り、運動会、敬老会、クリスマス会など）
- ・イベント食の提供（寿司バイキング・松花堂弁当等の特別メニュー）
- ・地域住民等との交流（地元の小中学生やボランティアなど）
- ・福祉や介護の啓発、人材育成（職業体験やボランティアの受け入れなど）

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料の額は「提案額」ではありますが、「上限額」が設定されており、現指定管理期間においても、業務・事業の必要性に対し必ずしも充分ではありません。しかしながら、多様な福祉課題に対処する社会全体の財源がそもそも限られている中では、当法人の理念、社会福祉法人としての社会貢献の責務に鑑み、利用料金等、充当可能な収入を必要に応じて活用し、地域ケアプラザの機能を最大限発揮するよう努めます。

一方の経費は、節約・効率と重点配分を心がけます。業務の特性上、人件費や、その育成・研修費は最大かつ最重要です。貸館は、地域住民の活動を支援するために、きれいで、使いやすく、安心安全にご利用できるよう、清掃・保守・修繕等、適切に実施します。当ケアプラザは、現在、築19年超となりますが、現指定管理期間における管理費支出実績は、区内の他ケアプラザと比して低廉となっており、次の指定管理期間も、引き続き同じ努力を続けていきます。

〔地域ケアプラザの安定経営に向けて〕

今回の指定管理期間において、介護保険制度の報酬単価改定に伴う影響と共に、利用者の減少傾向が重なり、通所介護事業の減収が続いております。指定管理料に依存せず、健全的な運営を目指すためにも、経営改善が急務となっております。また、地域の利用者に信頼される施設を目指すと共に、通所介護事業の体制の見直し等を進めております。その結果、平成30年度上半期を底辺に下半期以降、利用者数が少しづつ回復し、令和元年度に入り、さらに伸びてきている状況です。この流れを次期指定管理期間にもつなげ、他の民間事業所にも負けない、地域ケアプラザの強みとなる4部門の連携を活かしながら、指定管理料に依存しない安定的な経営基盤を築き、地域の皆様と共に地域ケアプラザの使命を全うしてまいります。

	H28	H29	H30	R1	R2
委託料収入	45,152	44,364	43,926	44,000	44,000
介護保険収入他	119,211	117,415	110,787	120,000	121,800
収入合計 (A)	164,363	161,779	154,713	164,000	165,800
人件費	126,082	128,246	121,166	127,240	127,500
事業費	9,351	9,631	8,895	8,925	9,200
事務費	8,662	9,621	7,206	5,523	6,500
管理費	18,834	18,671	20,478	22,211	21,000
消費税	734	760	767	733	780
その他	5,836	2,472	2,975	2,577	2,500
支出合計 (B)	169,499	169,401	161,487	167,200	167,500
収支合計 (A)-(B)	-5,136	-7,622	-6,774	-3,200	-1,700

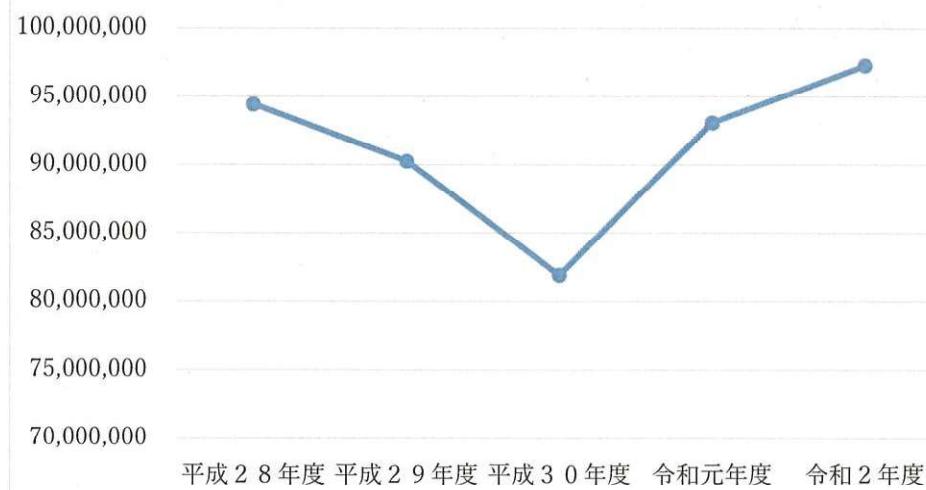
単位：千円

デイサービス部門推移

	収入推移	利用者数	1日平均数
平成28年度	94,479,000	8,769	24.4
平成29年度	90,286,000	8,166	22.8
平成30年度	81,944,000	7,822	21.8
令和元年度	93,140,000	8,933	25.0
令和2年度	95,500,000	9,334	26.0

※令和元年・2年度は予測値

収入推移



(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

<記載場所>

現在同様、次期指定管理期間においても、コスト意識を持って節約できるところは最大限節約し、指定管理料収入で該当の業務をまかなう努力をしつつ、人件費や研修費、また、市民の財産である建物・設備の保守管理・修繕には、必要に応じて利用料金収入を活用し、ケアプラザの設置目的に資する運営をしていきます。

職員や、貸館のお客様に対しては、節電・節水、備品を大切に使うこと、ゴミを減らし分別すること等に関する意識啓発を継続します。業務委託契約や物品購入・リースについては、規程に基づき、見積り合わせや入札の実施を徹底するとともに、当法人の他事業所と合同入札を実施する等、さらに経費節減につながる工夫をします。また、水道栓やトイレ流水の節水装置設置、ガスや電話・事務機器リースの契約の見直し等、今まで様々な業者の節減提案を真摯に検討して有効なものは取り入れてきましたが、今後も同様に柔軟的にしていきます。

なお、平成30年度より、電気料金削減を目指し、電力会社の変更を行い、少しづつではありますが、効果が見え始めています。

講座等の自主事業は、効果を短期で評価できないものもありますが、一定の費用で効率よく的確に、多数の対象者に貢献することを重視して企画運営します。

なお、当ケアプラザの建物には、太陽光発電設備が設置されていることから、削減された電気料金相当額は、指定管理料から減額されることになっています。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

2000年8月の開所以来、19年余にわたって当ケアプラザを運営しており、今年20年の大きな節目を迎えます。これまでの道のりの中で、常に地域の皆様方に叱咤激励をされながら、日々の業務に邁進してまいりました。

特にこの指定管理期間においては、地域ケアプラザ各職種の強みを活かしながら、自治会町内会や地区社協をはじめ、地域の方々や関係機関と共に、様々な課題から事業等に展開し、具現化することができました。

○主な事業や取り組み

(1) 地域のネットワークづくり

- ・地域ケア会議の各種分科会
- ・ひつとプラン日吉地区計画推進「地域ケア委員会」の支援
- ・災害時要援護者支援（要援護者リストの管理等の支援、防災マップ作りほか）
- ・介護支援専門員同士によるグループ立ち上げ支援「ひよしも俱楽部」

(2) 介護予防、認知症支援

- ・認知症キャラバンメイトの育成から地域への啓発
- ・認知症カフェ「下田メモリーカフェ」立ち上げ
- ・認知症初期支援チームへの参画による、早期発見早期対応
- ・元気づくりステーション運営支援
- ・介護予防普及啓発事業の積極的な取り組み（「下田元気塾」ほか）

(3) 地域交流

- ・地域食堂（子ども食堂）「下田ふれあい食堂」立ち上げ支援
- ・地域の居場所「よってこ下田」活動支援

(4) 障害児者支援

- ・精神保健サロン「おはなしもだ」運営支援
- ・学齢期余暇支援「こうほくからふる」の企画運営（ほか）

(5) 担い手発掘育成

- ・男性向け地域デビュー事業「男のセカンドライフカレッジ」の開催と自主化

さらに、職員の定着率が高く、地域との顔の見える関係が良好に築けており、上記取り組みの推進や、相談業務も地域の方々と連携して進めることができました。

なお、今年度は、地域活動交流及び地域包括支援センター主任ケアマネジャーが、市社協研究会の港北区代表として選出され、市域の関わりにも参画しております。

また、建物・設備に関して、経年劣化などによる不具合もありましたが、建物にはこれまで大規模な修繕はなく、軽微な事案も含めて、隨時区役所と協議を重ねながら、対応しており、今後も計画的に保守整備に努めます。

事故等は、皆無ではありませんが、ヒヤリハットも含めて、そのつど対応と再発防止を適切に行ってきました。

◆H29年度に受審した指定管理者第三者評価では、すべての領域で適切に管理運営していると評価していただきました。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

この指定管理期間においては、委託部門を中心に、欠員状態に陥ることがほぼなく、職員の定着率も高く、各部門において様々な経験や体験を積み重ねながら、各々専門性を高め、業務に対するスキルアップに努めることができました。

○職員体制（令和2年度1月現在の職員配置数：再掲）

- ・所長：常勤1名
 - ・地域活動交流：常勤1名（コーディネーター）
　　非常勤4名（サブコーディネーター）
 - ・生活支援体制整備事業：常勤1名（コーディネーター）
 - ・地域包括支援センター：常勤3名（社会福祉士・看護師・主任ケアマネジャー）
　　非常勤2名（ケアマネジャー）
 - ・通所介護：常勤3名（生活相談員兼介護職員3名）
　　非常勤27名（看護職員・介護職員・運転手） *厨房は委託
 - ・居宅介護支援：常勤3名（ケアマネジャー）
 - ・事務：常勤1名・非常勤1名
- 合計：47名（常勤：13名・非常勤：34名）

平成28年度～平成30年度における委託事業職員の配置数

	主任ケアマネジャー	社会福祉士	保健師等	地域活動交流コーディネーター	生活支援コーディネーター
配置日数	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
28年度	365	365	365	365	365
29年度	365	365	365	365	365
30年度	365	365	365	365	365
実績	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
充足率	100%	100%	100%	100%	100%
					100%

指定管理料提案書及び収支予算書
(横浜市下田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳（地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費）	12,050,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳（地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費）	490,000
事業費（税込）		480,000
事務費（税込）		1,550,000
管理費（税込）	・光熱水費 ・施設維持管理費（各種保守点検費）	6,300,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△37,500
施設使用料相当額 ※2		△3,587,500
合 計		17,719,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	[REDACTED]
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	[REDACTED]
事業費（税込）		[REDACTED]
事務費（税込）		[REDACTED]
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳（地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費）	19,461,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳（地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費）	599,000
事業費（税込）		255,000
事務費（税込）		1,400,000
管理費（税込）	・光熱水費 ・施設維持管理費（各種保守点検費）	1,820,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		24,291,000

※4 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.375 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）		154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	17,719,000	17,719,000	17,719,000	17,719,000	
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	
		地域包括支援 センター運営 (c)	24,291,000	24,291,000	24,291,000	24,291,000	
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	
		合計(a)～(d)	47,966,000	47,966,000	47,966,000	47,966,000	
内 訳	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	8,500,000	8,500,000	8,500,000	8,500,000	
		居宅介護支援 事業	16,500,000	16,500,000	16,500,000	16,500,000	
		通所系サービス 事業	96,680,000	97,180,000	97,680,000	98,180,000	
その他収入		2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	
収入合計 (A)		171,946,000	172,446,000	172,946,000	173,446,000	173,946,000	
内 訳	人件費	128,500,000	129,142,500	129,788,000	130,437,000	131,089,000	
	事業費	9,350,000	9,400,000	9,450,000	9,500,000	9,550,000	
	事務費	6,800,000	6,825,000	6,850,000	6,875,000	6,900,000	
	管理費	22,000,000	22,050,000	22,100,000	22,150,000	22,200,000	
	消費税等	790,000	790,000	790,000	790,000	790,000	
	その他	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	
支出合計 (B)		170,040,000	170,807,500	171,578,000	172,352,000	173,129,000	
収支 (A - B)		1,906,000	1,638,500	1,368,000	1,094,000	817,000	

団体の概要

(令和2年2月25日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまきょうせいかい) 社会福祉法人 横浜共生会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒223-0056 横浜市港北区新吉田町6001-6 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	平成5年12月24日
沿革	平成5年12月 社会福祉法人横浜共生会 設立認可、登記完了 平成7年4月 横浜らいづ・新吉田地域ケアプラザ事業開始 平成12年8月 横浜市下田地域ケアプラザ事業開始 平成13年10月 しんよこはま地域活動ホーム事業開始 平成14年12月 横浜市樽町地域ケアプラザ事業開始 平成15年5月 花みずき事業開始 平成16年4月 地域生活支援センター海事業開始 平成16年7月 らいづ丘の上診療所開設 平成16年12月 地域活動ホームどんとこい・みなみ事業開始 平成21年6月 地域活動ホームガツツ・びーと西事業開始 平成26年5月 横浜市新羽地域ケアプラザ・コミュニティハウス事業開始 その他、グループホーム22ヶ所、生活介護事業所/地域活動支援センター10ヶ所、障害児通所支援事業所1ヶ所を平成9年以降に順次開所。
事業内容等	第一種社会福祉事業 障害者支援施設 2ヶ所 第二種社会福祉事業 老人デイサービス/老人介護支援センター 3ヶ所 公益事業 障害福祉サービス事業30ヶ所 相談支援事業 4ヶ所/移動支援事業 1ヶ所 地域活動支援センター 4ヶ所/障害児通所支援事業1ヶ所 診療所 1ヶ所 / 地域生活支援事業 3ヶ所 居宅介護支援事業 4ヶ所/コミュニティハウス 1ヶ所 地域包括支援センター 4ヶ所 収益事業 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業4ヶ所 障害者の作品の販売 /介護用品等販売 /不動産貸付業

	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
財務状況	総収入	3, 416, 359, 759	3, 534, 751, 731	3, 627, 283, 652
	総支出	3, 290, 925, 017	3, 520, 204, 503	3, 632, 433, 002
	当期収支差額	125, 434, 742	14, 547, 228	△5, 149, 350
	次期繰越収支差額	1, 436, 250, 642	1, 450, 797, 870	1, 445, 648, 520
連絡担当者	【所 属】	法人本部		
	【氏 名】	[REDACTED]		
	【電 話】	045-592-1011		
	【F A X】	045-592-0105		
	【E-mail】	[REDACTED]		
特記事項				